

# 平成28年第1回臨時市議会議案 条例新旧対照表

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部改正）	
市税条例の一部改正案（第1条関係）	1
市税条例等の一部を改正する条例の一部改正案（第2条関係）	6



報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部改正）

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p><b>第7条</b> 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p><b>附 則</b></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p><b>第6条の2</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第7号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第33項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p><b>第7条</b> 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p><b>附 則</b></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p><b>第6条の2</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第6号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p>	<p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>
<p>(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p><b>第6条の2の4</b> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>施行令附則第12条第36項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p><b>第6条の2の4</b> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用</p> <p>(6) (略)</p>
<p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><b>第18条</b> 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度</p>	<p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><b>第18条</b> 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度</p>

改正後	改正前
<p>分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわら</p>	<p>分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわら</p>

改正後	改正前
<p>ず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><b>第18条の3</b> 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>ず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><b>第18条の3</b> 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p><b>第18条の6</b> 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第18条の4の規定により附則第6条の8の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな</p>	<p><b>第18条の6</b> 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第18条の4の規定により附則第6条の8の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな</p>

改正後	改正前
<p>るべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p><b>第18条の7</b> 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>るべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p><b>第18条の7</b> 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>

○市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号） 新旧対照表

（第2条関係）

改正後			改正前		
<p><b>附 則</b></p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第96条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p><b>附 則</b></p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p><b>第5条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第96条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第96条第1項	<u>施行規則第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	第96条第1項	<u>第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第96条第2項	<u>施行規則第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第96条第2項	<u>第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第96条第3項	<u>施行規則第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第96条第3項	<u>第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第96条第4項	<u>施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式	第96条第4項	<u>第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式



改正後	改正前																														
<p>4～6 (略)</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>4～6 (略)</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第96条第4項及び第5項、第98条の2並びに第99条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																														
<table border="1"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="120 517 443 549">第98条の2第1項</td> <td data-bbox="452 517 775 635">第96条第1項又は第2項 当該各項</td> <td data-bbox="784 517 1106 635">平成27年改正条例附則第5条第5項 同項</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	(略)			第98条の2第1項	第96条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項	(略)			<table border="1"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1146 517 1469 549">第98条の2</td> <td data-bbox="1478 517 1800 635">第96条第1項又は第2項 当該各項</td> <td data-bbox="1809 517 2132 635">平成27年改正条例附則第5条第5項 同項</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	(略)			第98条の2	第96条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項	(略)														
(略)																															
第98条の2第1項	第96条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項																													
(略)																															
(略)																															
第98条の2	第96条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項																													
(略)																															
<p>8・9 (略)</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>8・9 (略)</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																														
<table border="1"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="120 944 443 976">第7項の表以外の部分</td> <td data-bbox="452 944 775 1018">第4項の 同項から前項まで</td> <td data-bbox="784 944 1106 1018">第9項の 同項、第5項及び前項</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="120 1066 443 1139">第7項の表第98条の2第1項の項</td> <td data-bbox="452 1066 775 1098">附則第5条第5項</td> <td data-bbox="784 1066 1106 1139">附則第5条第10項において準用する同条第5項</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	(略)			第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第9項の 同項、第5項及び前項	(略)			第7項の表第98条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項	(略)			<table border="1"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1146 944 1469 976">第7項の表以外の部分</td> <td data-bbox="1478 944 1800 1018">第4項 から</td> <td data-bbox="1809 944 2132 1018">第9項 、第5項及び</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1146 1066 1469 1139">第7項の表第98条の2の項</td> <td data-bbox="1478 1066 1800 1098">附則第5条第5項</td> <td data-bbox="1809 1066 2132 1139">附則第5条第10項において準用する同条第5項</td> </tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table>	(略)			第7項の表以外の部分	第4項 から	第9項 、第5項及び	(略)			第7項の表第98条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項	(略)		
(略)																															
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第9項の 同項、第5項及び前項																													
(略)																															
第7項の表第98条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項																													
(略)																															
(略)																															
第7項の表以外の部分	第4項 から	第9項 、第5項及び																													
(略)																															
第7項の表第98条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項																													
(略)																															
<p>11 (略)</p> <p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>11 (略)</p> <p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																														
<table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	<table border="1"> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(略)																												
(略)																															
(略)																															

改正後			改正前		
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u>	<u>第11項の</u>	第7項の表以外の部分	<u>第4項</u>	<u>第11項</u>
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項		から	、第5項及び
(略)			(略)		
第7項の表第98条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第98条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
(略)			(略)		
13 (略)			13 (略)		
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
(略)			(略)		
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u>	<u>第13項の</u>	第7項の表以外の部分	<u>第4項</u>	<u>第13項</u>
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項		から	、第5項及び
(略)			(略)		
第7項の表第98条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項	第7項の表第98条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
(略)			(略)		